

高 校 生 活 の 心 得

北海道北見北斗高等学校定時制課程

生徒は、働きながら学ぶことに誇りを持ち、自主的で責任ある行動をとり、お互いに尊重し励ましあって、常に学業と勤労の両立に努め、有意義な高校生活の確立に努めなければならない。

1. 登校・下校時間

(1) 登校時間は、17時00分から17時25分とする。

(2) 下校時間は、原則として22時00分とする。

2. 欠席・遅刻・早退・外出

(1) やむを得ず欠席・遅刻するときは、事前に届け出ること。

(2) やむを得ず早退・外出するときは、事前に届け出て許可を受けること。

3. 授 業

(1) 始業チャイムまでに入室し、授業に遅刻しないこと。

(2) 授業中は、担当教諭の指導のもとに、自主的に意欲的に学習すること。

(3) 授業中において、授業を妨害し、真面目に学習している生徒に迷惑をかけるような行為をしないこと。

4. 服装・頭髪

(1) 服装は、特に指定しない。ただし、華美・高価なものは避けること。

(2) 入学式・卒業式等の儀式においては、清楚な服装を着用すること。

(3) 服装、頭髪は、清潔な身だしなみを心掛けること。

5. 上靴・外靴・土足の禁止

(1) 上靴は、学校指定の上靴又は特別に許可された運動靴とする。

(2) 土足で校舎内に入らないこと。

6. 給 食

(1) 給食は、全員制とする。

(2) 給食時間は、原則として18時20分から18時40分までとする。

7. 部活動

- (1) 部活動は放課後におこない、活動時間は原則として22時までとする。

8. 就 職

- (1) 生徒は、可能な限り職につくことが望ましい。
(2) 労働時間は、登校時間に間に合うように雇用主の協力をうること。
(3) 高校生として、22時以降の仕事につくこと、スナック等の風俗営業の仕事につくことは固く禁止する。

9. 反社会的な行為の禁止

- (1) 喫煙、飲酒、いじめ、一切の暴力行為、窃盗、恐喝、薬物の使用、不純異性交遊、風俗営業店などへの出入り等の高校生として許されない反社会的行為は禁止する。

10. 健康管理

- (1) 睡眠を充分にとるなど、規則正しい生活を送り健康保持に努めること。
(2) 健康の自己管理を徹底すること。

11. 交通安全

- (1) 「交通安全指導に関する規則」を順守し、「加害者」にも、「被害者」にもならないように努めること。

12. 本心得の改廃は、職員会議の議を経なければならない。

- 付則 1. 本心得は、1995年4月1日から施行する。
2. 1997年4月1日一部改正
3. 1999年4月1日一部改正
4. 2005年4月1日一部改正